

令和6年度 事業計画について

I 事業期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

II 事業実施の方針

児童福祉法改正により令和6年4月1日より児童福祉法第7条に児童福祉施設として支援センターが位置づけられました。当センターにとっては国が本腰を入れてフォスタリング機関を格上げし、認めていただいたことは里親支援に大きな前進なことだと思います。これに伴い自立を含めさらなる組織強化を図ってまいります。具体的には里親家庭支援訪問事業をさらに強化するため新たに里親等支援員を増員し、里親子へのきめ細かな相談支援の取り組みや子どもへの支援策として子供が自由にのびのびと発言できる企画などを実施していく。また、自立支援事業の対象となる年齢が来年度撤廃されることにより措置解除後の方たちが安心して相談できる場所の確保に向けて自立支援拠点整備など国の施策に合わせて積極的に取り組んでいく。組織体制については、新規職員の採用に向けて充実した里親支援へのアピールをし、体制を確固たるものとする。全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう推進するとともに、里子が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

支援センター業務として、普及啓発・リクルート・研修・トレーニング・里親等委託推進・養育支援・自立支援を一貫して実施する。

III 業務の実施に関する事項

A 措置費事業

1 里親制度普及促進・リクルート業務

里親制度の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度への社会の理解を深め一般家庭から里親となることを希望するものを求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対して里親経験者等による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図る。

(1) 里親確保に向けた普及啓発・リクルート活動

地区ごとに出向き里親制度の説明や市民の方へ理解・協力を求めるとともに積極的なリクルート活動を展開する。

① 地区ごとの開催・・・3会場で開催

② チラシの配布・・・3地区

(2) 里親希望者向け里親制度説明会

開催時期：駿河区・・・令和6年7月実施予定

葵区・・・令和6年12月実施予定

清水区・・・令和7年2月実施予定

対象者：里親希望者及び里親に関心のある者

目的：里親希望者等に社会的養護としての制度や子どもへの理解の促進を図り、里親になってもらうための機会とする。

(3) 出前講座

場 所：各種団体の依頼に合わせ出前講座を実施する。

対象者：里親希望者・一般市民・学生・民生委員児童委員・市PTA連絡協議会・生涯学習センター利用者・子育て支援団体関係者他

目的：出前講座依頼先である大学・短大をはじめ、依頼団体等の会場に出向き、里親制度の説明と里親による体験談等の発表を通して、広く一般市民や里親希望者、次の時代を担う若者に里親制度の理解と関心を深めてもらう。

(4) 里親月間記念行事

里親制度の普及、啓発を図る里親月間に合わせて、里親制度を広く県民・市民に知らせ、社会的養護について理解を深めるとともに、地域全体で子どもを支える意識の啓発のため、講演会及び一日里親体験会を企画、実施する。

① 記念講演

日 時：令和6年10月開催予定

場 所：アイセル21

内 容：記念講演会

講 師：未定

対象者：静岡市内外の里親希望者、里親制度に関心のある県民・市民、学生

主 催：静岡県・静岡市・浜松市・静岡県里親連合会・静岡市里親会・浜松市里親会

後 援：静岡県社会福祉協議会・静岡市社会福祉協議会・浜松市社会福祉協議会・

静岡県民生委員児童委員協議会・静岡市民生委員児童委員協議会・

浜松市民生委員児童委員協議会・静岡県児童養護施設協議会・静岡県乳児院協議会

静岡県児童家庭支援センター協議会

協 力：静岡市里親家庭支援センター

② 一日里親体験

内 容：里親希望者にレクリエーションを通して児童養護施設入所児童とふれあう機会を提供し、児童を身近に感じるにより里親への理解促進を図る。

日 時：令和6年11月実施予定

(5) 里親制度等に係る電話相談や面接相談への対応

- 電話相談
- 面接相談

状況によりリモート訪問等実施予定

(6) 一般市民への情報提供

- ① 公共交通機関における車内広告
 - i. 電車駅構内でのポスター広告
 - ii. 電車ドア上ワイドポスター広告
- ② リーフレットやポスターの制作、配布

【啓発用印刷物】

ア. チラシ	・・・	500枚
イ. ポスター	・・・	50枚
ウ. パンフレット	・・・	100枚

【配布先】

- ア. 公共施設
 - イ. 子育て支援団体
 - ウ. スーパーマーケットやショッピングセンター
 - エ. 各自治会
- ③ マスコミ
新聞、ラジオ（FMラジオを含む）、テレビ、ミニコミなどによる啓発
 - ④ SNS（ホームページ、インスタ、フェイスブック）による情報発信
ホームページを使って、里親支援に関する各種情報をタイムリーに発信する。
 - ⑤ なでしこ通信の作成、配布
配布先：里親、センター会員、里親支援関係者、里親希望者、里親制度に関心のある一般市民
発行時期：春、夏秋の年2回

(7) 里親登録事務補助

- ① 里親申請書の取り次ぎ
- ② 里親希望者宅への訪問調査
- ③ 調査票原案の作成
- ④ 児童処遇審査部会への出席
- ⑤ 里親認証式への立ち合い

2 里親等研修・トレーニング業務

(1) 基礎研修、登録前研修及び更新研修

養育里親、専門里親及び養子縁組里親の新規登録及び更新登録に当たって、受講が必要な

研修を下記のとおり企画、開催する。

① 養育里親研修

養育里親の新規登録時の「基礎研修」及び「登録前研修」、登録更新時の「更新研修」を行う。
なお、施設での養育実習については、施設に再委託する。

i) 新規登録時

ア 基礎研修

イ 登録前研修

ウ 施設実習

ii) 登録更新時

ア 更新研修

イ 施設実習（5年間受託していない方）

② 専門里親研修

専門里親の新規登録時の「登録前研修」及び登録更新時の「更新研修」を行う。

i) 登録前研修：母子愛育会に再委託（4か月間の通信教育と3日間のスクーリング）

ii) 更新研修：母子愛育会に再委託（2日間の日程で事例検討・演習・講義を受講）

③ 養子縁組里親研修

養子縁組里親の新規登録時の「基礎研修」、「登録前研修」及登録更新時の「養子縁組里親更新研修」を行う。

なお、施設実習については、施設に再委託する。

i) 新規登録時

ア 登録前研修

イ 「養子縁組の手続き」 児童相談所

ii) 登録更新時

更新研修（養育里親研修に準ずる）

(2) 里親トレーニング

未委託里親等が委託された際に直面する問題への対応や養育技術の習得のため、未委託里親等を対象に、グループワークや実技、養育に関係する団体等への視察等の研修を行う。

なお、当該トレーニング終了後に、受講リストを作成する。

① 未委託里親のためのフォローアップ研修

i. 里親宅への訪問

ii. 保健福祉センター見学

iii. スタートサロン（グループワークの導入）

iv. プレ・レスパイト・ケアを利用した養育体験（レスパイト・ケア前に里子のことを里親が

ら学ぶ。)

- v. レスパイト・ケアを利用した養育体験（里親相談員等の支援を受けてレスパイト・ケアを実施。）
- vi. 託児ボランティアによる養育体験
- vii. 里親サロン、ちびっこサロンへの参加
対象者：未委託里親（養育里親、専門里親、養子縁組里親）
運営：新たに登録された里親も、随時、受講することができるよう、当該研修は継続かつ反復して実施する。

② スタート研修

里親受託前に「自分を知る」「親の役割とは何か」「子どものかわり」等について考える。
講師：日本セラプレイ協会 代表理事 高井 美和氏（予定）
対象者：新規認定里親（養育里親、養子縁組里親）6名から8名程度

③ 乳児受託前養育実習

養育経験が少ない里親が乳児を受託する前に、乳児院等における養育実習を実施する。
なお、乳児院で行う乳児受託前養育実習については、乳児院に再委託する。
養育実習先：乳児院又は里親宅
実習内容：養育に必要な手技と月齢ごとの発達の知識を習得する。
実習時間：30時間（外出、外泊を含む）
対象者：養育経験がなく初めて乳児を受託する里親 5名程度

④ 「安心感の輪」研修

アタッチメントに焦点づけた親子関係支援プログラム。分かり易い映像や図表を盛り込んだDVDを見ながら、子どもの欲求やそれへの対応についてグループワークを通じて考え、学ぶ。
講師：静岡福祉大学子ども学部 准教授 上野永子氏
対象者：0歳から2歳までの乳幼児を養育する里親5～8名程度
開催回数：毎週1回2時間を連続6回開催

⑤ 自立支援プログラム

子どもに自立するために必要な生活スキルや社会的スキルを習得させるだけでなく、心理学的な手法を用いて大人になる楽しさや喜びを感じながら自らの生き方や将来を思い描く体験を提供すると共に、自立に向けた里親子の関係改善にも働きかけるプロジェクトを実施する。

内容

- ・見つける仕事（どんな働き方、どんな会社・職種があるかを知る（お仕事フェスタ）
- ・今の自分を知る「自己理解」

「中高生のための進路説明会」講師：児童相談所・社会的養護経験者

対象 小学生高学年・中学生・高校生

⑤ 養育スキルアップ研修

里親の養育技術及び里親等支援員の支援技術の向上を目的として、テーマ別研修会を開催する。

- i. 子どもとのかかわり
- ii. 発達障害について
- iii. 思春期について
- iv. 里父のための養育研修

3 里親等委託推進業務

(1) 里親とのマッチング

里親養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整とともに、その支援等を行う。

- ① 里親措置委託
- ② 一時保護委託

(2) 自立支援計画の作成

里親へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等を記載した自立支援計画の作成・定期的な見直しを行うとともに、その支援を行う。

(3) 静岡市里親委託等推進委員会の開催

静岡市里親委託等推進委員会を開催し、児童相談所、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携の下、里親等への委託を円滑に推進するため、里親委託等に関する目標の設定及び事業の実施における必要な協議を行う。

なお、今年度は、静岡県社会的養育推進計画策定後の具体的な取組みの推進に向け、必要な協議を行う。

開催回数：1回以上

場 所：静岡市児童相談所 多目的室

内 容：各専門家の意見を基に、静岡市における里親委託推進について協議する。

委 員：8名

学識経験者、静岡ホーム施設長、静岡乳児院施設長、静岡市里親会会長、静岡市里親家庭支援センター理事長、静岡済生会総合病院、静岡市子ども家庭課長、静岡市児童相談所長

4 里親等養育支援事業

里親が養育上の悩みや不安を一人で抱え込み孤立することがないように、里親等に対し、里親等の相互援助や生活援助、交流の促進を図り、その負担の軽減を図る。

(1) 里親等への訪問支援事業

子どもを養育している里親等のほか、レスパイト・ケアや一時保護など短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態や里親等の養育の状況を把握し、適切な助言、指導を行う。

- ① 里親等支援員による訪問等支援事業

里親等支援員を配置し、比較的養育が安定している里親を対象に、里親及び里子への相談支援を行う。

内 容：里親等支援員は、子どもが委託されている里親のうち、子どもの養育が安定している里親を対象にして、訪問支援等を行うほか、里親サロン等、里親研修、里親会行事や電話等、様々な機会を利用して支援等を行う。また、里親等支援員は、相談結果を報告するとともに、必要な場合には支援センターと調整し、支援等を継続する。里親等支援員は、支援員としての資質の向上と里親等支援員間の連携を図る。

里親等支援員：各区に配置

研修受講：支援員研修及び会議を実施する。

会 議：年6回（別途支援員のための会議を実施。）

② 新規里親家庭等訪問支援事業

職員は、委託前・委託直後の新規受託里親や養育が不安定になっている里親を対象に、訪問又は電話等による養育相談や養育指導等の支援を行う。

内 容：新規受託里親には、新規受託の日から随時訪問等する。

一時保護及びレスパイト・ケア受託里親には、適時訪問等する。

また、養育が不安定になっている里親には、適宜訪問し、負担の軽減に努めるとともに、訪問等により得られた情報を基に、再アセスメントを行い、課題解決に向け、関係者との連携を図りながら、必要な支援につなげる。

そのほか、全里親を対象に養育状況等の把握とともに、支援が必要と判断される場合には、支援等を継続する。

③ 面接や電話での相談支援

養育上の不安や悩み等を抱えた里親からの面接や電話による相談に対応し、適切な助言、指導をするとともに、必要な支援につなげる。

また、家庭訪問をするまでに至らないような軽易な養育状況等の把握や早急に情報伝達する必要がある場合には、電話で状況の確認を行い、今後の支援に役立てる。

(2) 里親等による相互交流

① 里親サロン開催事業

開催回数：6回／年（予定）

場 所：児童相談所多目的室ほか

内 容：里親が集い、里親の養育技術の向上を図るとともに、里親の精神的負担軽減を図る。（里父サロンを含む）

② ちびっこサロン（乳幼児に特化したサロン）開催事業

開催回数：1回／年（予定）

場 所：静岡市内の公園・児童相談所プレイルームほか

内 容：里親・乳幼児里子・未受託里親、場合によっては里親希望者が集い、養育についての情報交換や里子同士の交流を図る。

また、乳幼児特有の養育不安や精神的負担軽減を図る。

③ 合同サロン（里親サロンとちびっこサロンの合同）開催事業

開催回数：3回／年（予定）

内 容：里親サロンとちびっこサロンとの合同開催により、夏のキャンプ、12月のクリスマス会、シェアミーティングを開催し、親睦行事を通じた里親・里子同士の情報交換や交流を促進するとともに、里親からの養育上の相談への対応により精神的な負担軽減や孤立化防止に努める。

(3) レスパイト・ケアの実施

委託児童を養育している里親が一時的な休息のため、レスパイト・ケアを希望とする場合に、これを受け入れる里親と調整し、児童相談所へ連絡するとともに、申請書や実績報告書の受理を行う。

(4) 養育援助事業

養育中の里親に対し、登録援助者（里親）が家事援助、養育支援を行う。

内 容：養育援助を希望する里親からの申し出に基づき、養育援助する里親と調整し、実績報告書の受理、謝金支払事務等を行う。

5 里親等委託児童自立支援業務

社会的養護自立支援は、措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施するなどにより将来の自立に結びつけることを目的とする。

(1) 生活相談の実施

- ・ 自立生活への不安や悩み等の相談（委託解除前から解除後における自立に向け継続援助）
- ・ 教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題についての相談
- ・ 地域生活を始めるうえで必要な支援
- ・ 自立支援計画への助言及び進行管理

B 委 託 事 業

1 ショート・ルフラン里親事業の調整

静岡市ショート・ルフラン里親事業の実施により、里親が児童福祉施設等（以下、「施設等」という。）に入所している子どもとの交流の機会を提供し、子どもや施設等の理解を深める。

内 容：施設等からのショート・ルフラン希望児童票に基づき児童相談所の協力の下、ショート・ルフラン希望里親に繋げる。

2 特別養子縁組成立後の養育支援事業

特別養子縁組成立後の養親に対して相談援助や研修、心理士による心理相談を実施する。

① 養親、養子への訪問・相談支援

ア 養親に対して随時訪問、面接することにより、養子の養育状況の把握に努め、養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 相互交流は、随時実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めることとする。

ウ 心理相談は里親等相談支援員が元里親に対して必要が生じると認めた時に随時実施するものとする。

3 その他事業

① 里親賠償責任保険事務

全国里親会里親賠償責任保険の加入・脱退、給付に関わる事務を行う。

対象者：登録里親の内、委託、ショート・ルフラン、レスパイト・ケア及び一時保護で児童を受託している者

自主事業

1 自立支援事業

(1) 大学等修学支援奨学金給付事業

趣 旨：子どもが高度な知識・技術の修得を目指し専門学校や大学等に修学したときに、その学費の負担を軽減し、学習意欲を高めるとともに、広く社会的教養を身に付け、社会人としての成長を図るため、奨学金及び教養娯楽費を給付する。

内 容：奨学金：年間、300,000円

教養娯楽費：年間、200,000円

対象数：6名（予定）

(2) 社会的自立スタート援助事業

趣 旨：里親委託の措置等解除又は地方自治体が実施する委託契約が終了となった後、始まる社会生活を安定して営んでいけるよう、住まいの確保等の支度金の一部について、助成する。

内 容：対象者1人につき、600,000円を支給。

対象数：3名（予定）

2 里親支援強化事業

(1) FCP（フォスターリングチェンジ・プログラム）研修事業

研修趣旨

トラウマやアタッチメントに問題を抱える子どもが惹き起こす様々な行動を理解し、里親と子どもとのより良い関係づくりを目指すため、英国で開発された里親トレーニングであるFCP研修会を実施する。

受講者 : 3歳～小学校中学年の里子を養育している里親6～8名

(2) 臨床心理士による心理相談

趣 旨 : 養育が大変になっている里親家庭を心理面から支援するため、外部の臨床心理士の協力を得て、定期的な面接相談を行う。

日 時 : 金曜日(月2回) 午前9時～午後1時

相談時間 : 40分～50分(要予約)

相談員 : 静岡福祉大学子ども学部 准教授(臨床心理士) 上野永子氏

場 所 : 児童相談所

内 容 : 1日1～2名の里親の相談を月2回実施し、その報告とともに、当センターの相談支援に対するスーパーバイズ及び点検・評価を行う。

また、発達障害の子どもを養育している里親や実親交流が予定されている里親を対象とした心理教育を適宜、開催する。

相談回数 : 24回

相談予定者数 : 延べ24名

(3) 子どもの家庭養育推進官民協議会との連携

「子どもの家庭養育推進官民協議会」に参加し、全国の自治体や民間団体と連携し、すべての子どもたちが幸福で愛情豊かな理解ある家庭環境の下で成長できる社会を目指して、里親制度の普及・啓発などに取り組んでいく。

内容 : 総会及び研修会へ参加するとともに、家庭養育推進に係る調査や国への要望書のとりまとめに協力をする。